

令和6年度

高齢者等屋根雪下ろし助成事業のお知らせ

申請忘れ・利用忘れはありませんか？

上川町では、居住する住宅（車庫・物置含む）の屋根雪下ろしが困難な高齢者等の方が、町に登録した業者へ依頼した場合の経費の一部を助成しています。

対象となる方が助成を受けるためには毎年度申請が必要です。今年度の申請期限は2月28日（金）までとなっております。下記の対象世帯で助成を希望される方は、申請忘れのないようにお願いいたします。

また、利用期限は3月25日（火）までです。すでに助成券の交付を受けている方は、利用忘れがないようにご注意ください。

【対象世帯】（同一住宅に暮らす全ての方が町民税非課税の場合に限る。）

1 高齢者（65歳以上）

- （1）一人暮らし
- （2）高齢者のみ
- （3）高齢者と義務教育修了前の子どもで構成
- （4）高齢者と女性で構成
- （5）高齢者と障がい者で構成

2 障がい者（身体障害者1～4級・精神障害者・療育の各手帳所持者）

- （1）一人暮らし
- （2）障がい者のみ
- （3）障がい者と義務教育修了前の子どもで構成
- （4）障がい者と女性で構成

3 母子等（寡婦含む）

- （1）一人暮らし
- （2）母子世帯の母等と義務教育修了前の子どもで構成
- （3）母子世帯の母等と他の女性で構成



【対象とならない世帯】

- （1）親族・近隣等の協力により雪下ろしが可能
- （2）借家・アパート等に居住し、その賃貸人が雪下ろしを行う
- （3）入院や施設入所等により不在

（お知らせは次ページへ続きます）

回覧 令和6年度高齢者等屋根雪下ろし助成事業のお知らせ（続き）

【受付期間】 令和6年11月1日（金）から令和7年2月28日（金）まで

【申請場所】 上川町役場1階保健福祉課窓口

【持ち物】 身分証明書（運転免許証等、障がい者世帯は各手帳）

【助成内容】 15,000円分の助成券を交付（1,000円券の綴り15枚）
助成額を超えた分は自己負担

【登録業者（電話番号）】

笠間建築（2-2030） 鈴木組（2-2150）

建装佐藤工業（2-3512） 小椋組（2-1859）

高齢者事業団（2-3134） 中村建設（2-1302）

旭信建設（2-2154）

登録業者以外の事業所等では、助成券を利用することができません。



【対象作業】

住宅・車庫・物置の屋根雪下ろしと、それに伴う除排雪

住宅・車庫・物置の屋根から落ちた雪の除排雪

【助成対象作業期間】

令和6年12月1日（日）から令和7年3月25日（火）までの作業



高齢者等屋根雪下ろし助成事業のお知らせは
「広報かみかわ11月・第1398号」でご覧いただく
ことができます。

問い合わせ先

上川町保健福祉課介護福祉グループ（介護係）

電話 01658-2-4055